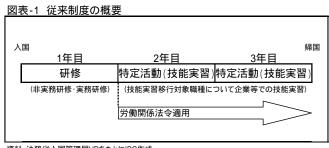
# 1.外国人研修・技能実習制度

# (1) 外国人研修・技能実習制度とは

外国人研修・技能実習制度とは、開発途上国 などの青壮年労働者を、主として事業協同組合 (以下、監理団体)を通じて日本の産業界が一 定期間受入れ、日本の優れた技術・技能・知識 を学んでもらい、帰国後に母国の経済発展に役 立ててもらうことを目的とした制度である。

従来制度では、来日した研修生は、1年間の 研修期間を経て、受入れ事業者と雇用契約を結 び、2年間の技能実習を行う。3年間の研修・ 技能実習期間を終えると帰国する。



資料・法務省λ国管理局HPをもとにIRC作成

制度を適切かつ円滑に運用するための機関と して、1991年に設立された公益法人である国際 研修協力機構(以下、JITCO)がある。JITCOは、 監理団体や受入れ企業などに対して総合的な指 導・援助などの支援を行っている。

監理団体は、外国人研修・技能実習生の受入 れ手続きから日本語教育、各種書類の作成など、 さまざまな面で受入れ企業や研修・技能実習生 の支援を行っている。

#### (2)受入れの種類

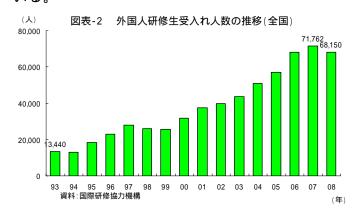
研修生の受入れには、海外現地法人等の職員 を企業が直接受け入れる「企業単独型」と、監 理団体などを経由して間接的に受け入れる「団 体監理型」がある。受入れ人数は、「団体監理型」 が約9割を占めている。

# 2. 外国人研修生の現状

#### (1)全国の現状

#### A. 受入れ人数の推移

全国の外国人研修生受入れ人数は、93 年の技 能実習制度創設以降、増加傾向にある。2008年 は 68,150 人で、世界同時不況などの影響でピー クの 2007 年より減少しているものの、93 年の 13,440 人と比べ 5 倍に増加している。技能実習 生も含めれば 18.9 万人以上が日本に在留して いる。



#### B. 職種別受入れ状況

外国人研修生の職種別受入れ状況をみると、 衣服・繊維製品製造作業者が 18.7%、食料品製 造作業者 15.3%、金属加工作業者 9.7%、農業 作業者 9.6%の順になっている。幅広い職種に わたって受入れが行われている。



# (2)愛媛の現状

#### A. 受入れ人数の推移

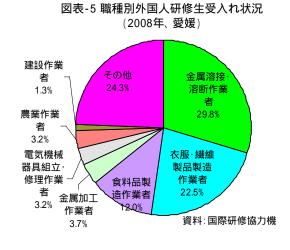
愛媛の外国人研修生受入れ人数は 2000 年以降急激に増加し、近年は、伸び悩んでいるものの、2008年は1,798人で、95年の275人と比べ6.5倍となっている。

技能実習生を含めた受入れ人数は 4,664 人となり、北宇和郡松野町の人口 4,337 人 (2009 年 10 月 1 日)を超える規模の外国人研修・技能実習生が県内に在留している。



#### B. 職種別受入れ状況

職種別受入れ状況をみると、金属溶接・溶断作業者が29.8%と最も多く、次いで衣服・繊維製品製造作業者22.5%、食料品製造作業者12.0%の順になっている。愛媛の地場産業の中でも、造船業や縫製業での受入れが多くなっているようだ。



#### C. 受入れ事業者数の推移

外国人研修生の受入れ事業者数は、2004年以降ほぼ横ばいであり、2009年は413社が受入れている。愛媛県中小企業団体中央会へのヒアリングによれば、技能実習生も含めると596の事業者が外国人研修・技能実習生を受入れている。



# 3.外国人研修・技能実習制度の改正 (1)改正に至った背景

外国人研修・技能実習制度は、創設以来、製造業を中心に幅広く活用されてきた。しかし、開発途上国への技術移転という本来の目的にそぐわない、研修生や技能実習生を安価な労働力として受入れたり、研修手当や賃金を支払わなかったりするような事例が多く発生していた。そのため、制度の不適切な運用に対する社会的な批判の高まりを受けて、2010年7月から新制度が施行されることとなった。

#### (2) 主な改正点

# A . 在留資格「技能実習」の創設

従来の制度では、1年目の在留資格は「研修」、2年目・3年目は「特定活動(技能実習)」であったが、新制度では、1年目「技能実習1号」、2年目・3年目「技能実習2号」という在留資

格が新設された。ただし、「技能実習1号」から「技能実習2号」へ移行するには、従来同様に移行試験(技能検定基礎2級)に合格する必要がある。

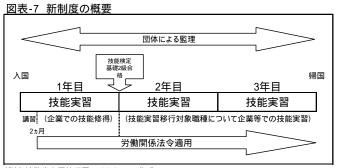
B.2ヵ月間の講習終了後から労働関係法 令を適用

従来の制度では、1年目は、あくまでも研修生であることから、雇用契約を結ぶことができなかった。新制度では、入国前に雇用契約を結ぶことにより、労働者として、1年目から労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令が適用される。ただし、原則2ヵ月間の講習中は適用外となる。

# C. 監理団体の役割強化

「団体監理型」の場合、従来の制度では、受入れから1年間が監理 の対象期間であったが、新制度では、受入れから帰国までの3年間に変更となった。

監理とは、技能実習が適正に実施されているか確認・指導 することをいう。



資料:法務省入国管理局HPをもとにIRC作成

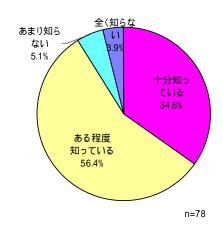
# (3)受入れ事業者のメリット・デメリット

制度改正によって、2ヵ月間の講習終了後から技能実習生との間で雇用契約が適用されるため、1年目から時間外勤務(残業)やシフト勤務(休日勤務)が可能となるメリットがある。

一方、監理団体の役割が強化されることによって業務範囲が拡大するため、組合費の負担が 増加したり、最低賃金法などの労働関係法令適 用により人件費が増加したりするなどのデメリットがある。また、常勤職員数が2人以下の受入れ事業者では、受入れ人数枠が縮小するデメリットもある。

# 4.アンケートからみた制度改正の影響(1)制度改正の認知度

県内の受入れ事業者に、制度改正を知っているか尋ねたところ、「十分知っている(34.6%)、「ある程度知っている」(56.4%)と答えた事業者の合計割合は9割を超えた。制度改正は、ほとんどの受入れ事業者に浸透しており、JITCOや愛媛県中小企業団体中央会、監理団体の周知活動への地道な取組みの成果が表れているようだ。



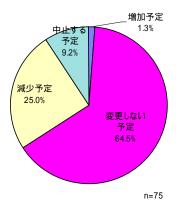
図表-8 制度改正の認知度

#### (2)制度改正後の受入れについて

制度改正後、外国人技能実習生の受入れ方針に変更があるか尋ねたところ、「変更しない」が64.5%を占めた。鋳物や塗装、縫製などの製造現場では、外国人技能実習生への依存度が高く、事業を継続するためには、外国人を受入れざるを得ない状況にある。ヒアリングでは、技能実習生の厳選や早期の戦力化など、制度改正後の人件費増加への対応策が必要であるとの声が聞かれた。

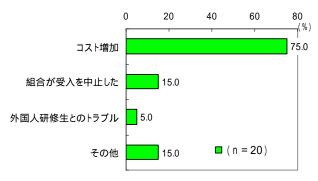
一方、「減少予定」(25.0%)、「中止する予定」(9.2%)など、受入れを減少する事業者は34.2%を占めた。本改正の影響は決して小さくない。

図表-9 制度改正後の受入れ方針



制度改正後、受入れを「減少予定」「中止する予定」とする理由について尋ねたところ、最も多かったのは、「コスト増加」で、75.0%だった。次いで、「組合が受入れを中止した」(15.0%)の順であった。

図表-10 受入減少、中止の理由(複数回答)

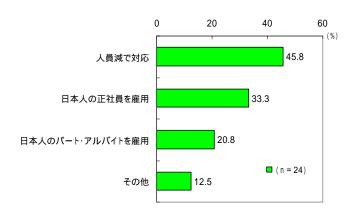


#### (3) 今後の対応策

制度改正後の受入れ方針が「減少予定」「中止する予定」の事業者に対し今後の対応策について尋ねたところ、最も多かったのが「人員減で対応」の 45.8%であった。次いで、「日本人の正社員を雇用」(33.3%)、「日本人のパート・アルバイトを雇用」(20.8%)の順であった。ヒアリングでは、日本人正社員へ雇用をシフトした場合、人件費上昇を抑えるため、採用人数を減

少させるなどの対応策を検討するといった声が 聞かれた。

図表-11 今後の対応策(複数回答)



#### おわりに

アンケート結果から、制度改正後は、外国人 技能実習生の受入れ数を減少したり、受入れ自 体を中止したりする予定の事業者も多く、改正 の影響が小さくないことがわかった。

今後、制度改正に伴い、人件費の上昇が予想 されるが、受入れ事業者は、従来にも増して制 度の意義を正しく理解し、技能実習生を育成す ることで業績進展につなげることを期待したい。 (篠原 敏夫)

【アンケート実施内容及び回答事業者の属性】

アンケート実施内容					
1.調査対象	外国人研修・技能実習生受入れ事業者(愛媛 県内)				
2.調査方法	各社に郵送または組合により配付し、郵送ま たはFAXにより回収				
3.調査時期	2010年4~5月				
4.回答状況	配付数:307 有効回答数:79 有効回答 率:25.7%				

回答事業者の属性						
1.会社所在地	東予76.6%、中予7.8%、南予15.6%					
2.日本人の常勤職員数	1~3人 10~29人 100人以上	27.8%	4~9人 30~99人			
3.外国人研修・技能実 習生在籍人数	1~3人 10~29人 50人以上	15.4%	4~9人 30~49人			
4.外国人研修・技能実 習生の国籍 <sub>(複数回答)</sub>	中国 インドネシア その他	94.9% 0% 1.3%	<i>ገ</i> ィリピン ペトナム	7.6% 0%		